

アジア・アフリカセミナー

「WTO加盟後のベトナムにおける法整備及び紛争解決上の課題—日本の経験に照らして—」



小樽商科大学商学部
准教授

小林 友彦

本セミナーは、2008年3月1日、ベトナムの首都ハノイにあるハノイ法科大学にて開催された。日本学術振興会・アジア・アフリカ学術基盤形成事業の一つである共同研究「体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論的分析の準備」の一環である。

■ セミナーの構成・概要

本セミナーの目的は、WTO加盟後1年を経過したベトナムがWTO協定を履行するための国内法整備をどのように推進しているか、また、WTO紛争処理手続をどのように利用しうるか、といった今日的な課題について、日本の過去の経験がどのような示唆を与えるか検討しつつ議論を深めることにあった。

国内法整備の課題、アンチダンピング（AD）紛争の処理、サービス貿易の自由化、WTO法教育のあり方といった幅広い対象事項について、日本側から本学の川島富士雄准教授をはじめとする3名、ベトナム側からハノイ法科大学のノン・クオク・ビン教授をはじめとする4名が報告を行った。

CALE及び当地の日本法センターの関係各位のご尽力により、ハノイ法科大学の教員・学生のみならず、現地に進出した日本企業関係者、ベトナム政府や商工会議所の職員等が参加して活発な議論が交わされた。

■ 日本の経験のベトナムへの示唆

以下では、日本側の報告のうち、筆者の行った報告につき概略する。

本報告は、AD措置を発動される側の国として日本

がどのようにGATT/WTO協定上対応してきたか、また、その経験が今日のベトナム政府及び企業にとってどのような示唆を有するか検討した。なおAD措置とは、不公正に低い価格で輸出される外国産品に対抗するため輸入国が関税を引き上げる措置をいう。WTO協定上は一定の条件を満たした場合のみAD措置を発動できるものの、実際には保護主義的に運用される場合がある。輸出立国たる日本は従来から主たる標的であり、ベトナムも近年では頻繁にその対象とされるようになった。

日本の経験を分析したところ、近年ではAD措置を発動した国との間の紛争を法的に処理しようと志向するようになってきたことが確認された。その背景として、WTO協定においてAD措置に関する国際的規律が強化され、紛争処理手続も充実したこと、及び、実際に紛争処理手続に訴える中で経験を積んだことが挙げられる。また、紛争処理にあたっては政府・企業・関係団体等の協働が有効であることも確認された。

こうした経験は、今日のベトナムにとっても重要な示唆を与える。ADに関する規律が強化されたWTO協定の下では、途上国であっても紛争処理に訴えやすい。WTO法諮問センター（ACWL）のような関連機関が利用できるという点も有益である。ただし、特に複雑で高度に技術的な知見を必要とするADに関しては、政府のみならず、企業や関連業界団体等との密接な連携が必要となる。

